

白川町選挙管理委員会告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年6月1日

白川町選挙管理委員会委員長 安江正宏

- |   |                                 |        |
|---|---------------------------------|--------|
| 1 | 令和8年6月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 | 5,970人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数             | 120人   |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数              | 995人   |
| 4 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数              | 1,990人 |